

2-3.説明会資料 Q&A

Q 広島県のどこが担当していますか。

A Go To Eatキャンペーン広島 食事券事務局です。

Q キャンペーンについての詳細を教えてください。

A 「Go To Eatキャンペーン事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食業に対し、期間を限定した官民一体型の需要喚起を図るものです。

Q 発売期間はいつまでですか。利用期間はいつまでですか。

A 食事券の販売期間は令和2年10月23日（令和2年10月15日よりWeb受付開始）～令和3年1月31日までです。また、利用期間は令和3年3月31日までです。

Q 購入方法を教えてください。

A 10月15日より当サイト上で予約後、整理番号を取得し、10月23日よりファミリーマートのFamiポートで発券・購入です。

Q 食事券はどの店舗で利用できますか。

A Go To イートの対象となる飲食店は日本標準産業分類76飲食店（食堂・レストラン・専門料理店・そば店・うどん店・ラーメン店・寿司店・酒場やビヤホール・喫茶店・オーセンティックバーなど）です。

一方、76飲食店であっても、店内飲食をメインとしない店舗（デリバリー専門店・持ち帰り専門店・移動販売・カラオケボックス）および接待や遊興などを伴う店舗（キャバクラ・ショーパブ・ガールズバー・ホストクラブ・スナックや料亭などの接待を伴うもの）は対象外です。

広島県内の登録加盟店でご利用いただけます。登録加盟店は当サイトにてご確認ください。（10月23日の検索開始を予定しています）

Q 購入条件の制限はありますか。購入金額の上限はありますか。

A 食事券は1人あたり2セット（1セット1万円分×2セット）までになります。

Q 食事券を紛失した場合、再発行は可能ですか。

A 再発行はできません。

Q 食事券が破れたり汚れた場合、利用は可能ですか。

A 金券の場合、の3分の1以上が滅失している場合は使用できません。ただし、3分の1以下の滅失であっても、利用可能県の表示が消えていたり、原形を保っていないほどの汚れがあるものは使用できません。（各加盟店の判断となります）

Q 子供も食事券の利用は可能ですか。何歳から利用できますか。

A 何歳からでも利用、購入できます。

Q ファミリーマートでの支払い時にクレジットカードが利用できますか？

支払は現金以外でも可能ですか？

A ファミリーマートでのお支払いにクレジットカードは使用可能です。その他のお支払い方法に関しましては、下記リンクよりご確認ください。

<https://www.family.co.jp/services/ticket/ticketreserve.html>

Q コロナ対策を実施とは、どのような対策を指しているのですか。

A 業界ガイドライン（正式名称：「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改定）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」）に基づき、感染予防対策に取り組み、その旨を店頭で掲示している飲食店のみの参加になります。

2-3.説明会資料 Q&A

Q コロナ感染者が増えた場合、払い戻しはありますか？

A 払戻しは不可となります。ただし、感染拡大によりGOTOEATキャンペーン事務局が払戻し必要と判断した場合は別途ホームページにてお知らせいたします。

Q 食事券が使える店の一覧が欲しい。

A 当サイトで検索が可能です（10月23日の検索開始を予定しています）

Q 何セット販売予定でしょうか。

A 75万セットです。

Q ファミリーマート以外の購入方法はないのか？

A ございません。

Q Web予約ができない場合、購入はできないのか？

A Web予約ができない方向けにコールセンターを設ける予定です。
また、時期は未定ですが、Famiポートでも直接販売できるようになる予定です。

Q チラシはありますか？どこでもらえますか？

A 専用ホームページ内へ添付予定です。

Q 他の割引券等と併用は可能ですか？

A Go To Eatキャンペーンで発行している食事券では、併用の制限は特段設けていません。併用の可否は、各加盟店にお問い合わせください。

Q 購入した券をメルカリやヤフオクに出品しても良いか？

A 食事券の転売はできません。ご購入された食事券にはご購入者のお名前が印字されます。ご購入ご本人でのご利用をお願いします

Q 購入した券を知り合いにあげても良いか？

A ご購入ご本人様のご利用でお願いいたします。

Q Web予約したが、購入をやめたい。何か処理をする必要があるか？

A ファミリーマートでのご入金をしなければそのままご予約が取消されます。

Q テイクアウトするものにも使えますか？ 店内飲食以外でも使えますか？

A 食事券は、店内飲食のほか、「宅配や持ち帰り（テイクアウト）」も対象ですが、ピザ宅配や持ち帰り寿司専門業者などの「持ち帰り・配達飲食サービス業」は本事業の対象外です。
ケータリングサービスはキャンペーンの対象外です。

飲食店からの問い合わせがあった際にお伝えする事務局の連絡先

Go To Eatキャンペーン広島
食事券事務局

3.加盟店募集要項

参加条件

※右記「参加飲食店同意書」を一読の上、左側の□にチェック(✓)を入れていただき、チェック後は、店舗で保管をお願いしました。

【営業形態】

- 当店は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

【行政への協力】

- 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 当店は、農林水産省及び広島県が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 登録の際に提供した情報及びGo To Eatの対象店舗となった場合はその旨をGo Toトラベル事務局に提供することに同意します。

【ガイドラインに基づく取組等】

- 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
 - 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - 他グループの客同士ができるだけ2m（最低1m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
- ※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
- 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- 当店は、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」及び「広島コロナお知らせQR」に参加し、店頭に掲示するとともに、来店者への登録を促します。
- 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。
 - 食事中以外はマスクを着用すること。
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。
- ※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

【参加登録の取消】

- 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【広島県 食事券発行事業者】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【広島県 食事券発行事業者】により参加登録が取り消されることに同意します。

3.加盟店募集要項

対象飲食店舗	日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類されている飲食店のうち、食品衛生法（昭和22 年法律第233 号）第52 条第1 項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所であつ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）」に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和2 年5 月14 日、一般社団法人日本フードサービス協会及び一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組むことを本事業の参加条件にすることとし、その取組内容を店頭で掲示している飲食店になりますが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122 号、以下「風俗営業法」という。）第2 条第4 項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店は対象外となります。 ●日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店 ⇒店内飲食をメインとしないもの（宅配ピザ屋などのデリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー）、カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗など）は「76 飲食店」に該当せず、対象外。 ●「76 飲食店」であっても、客への接待・遊興などを伴う飲食店※は除外 ⇒キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭（接待を伴うもの）は対象外。 ※風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店。 ●対象飲食店 食堂、レストラン・専門料理店（日本料理店など）・そば、うどん店・すし店・酒場、ビヤホール・喫茶店・オーセンティックバーなど ●対象外飲食店 デリバリー専門店・持ち帰り専門店・移動販売店舗（キッチンカー）・カラオケボックス・キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ・スナック・料亭（接待を伴うもの）
登録飲食店に求める感染症対策	○既に、仕様書上、飲食店が登録する際にはガイドラインに基づき感染予防対策に取り組んでいることを条件とし、取組 内容を店頭掲示することとしている。 ○加えて、農水省から事業者に対して、飲食店が登録する際の条件として、以下を指示する考え。 ①クラスタの発生を防ぐ観点からは、「換気」、「声量」、「三密」を常に意識することが肝要。そのため、②及び②の利用者への周知とあわせて以下の対策を実施し、店頭掲示する。 ・店舗入口や手洗い場所には、手指消毒用に消毒液を用意する。 ・店内には適切な換気設備を設置し、徹底した換気を行う（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。 ・他グループの客同士ができるだけ2 m（最低1 m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。 ・一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。 ②カラオケボックスや接待を伴うスナックは本事業の対象として認めていないが、極一部の対象飲食店ではカラオケ設備を有している場合がある。そうした場合でも、キャンペーン期間中は、食事券の利用者に限ることなくカラオケ設備を使用しない。 ③大量の飲酒は控えるよう利用者に周知する。 ④営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請に従う。 ⑤農水省が事前通告なしに行う訪問調査に協力する。 ⑥ガイドラインを遵守していない旨の指摘には適切に対応することとし、対応しない場合は、事業者により登録が取り 消される。事業者及び農水省は利用者からの指摘を受ける相談窓口を設置する。 ⑦登録飲食店の利用者が着席した際に目につく場所で、 接触アプリ（COCOA）の紹介をする （メニュー表上にシールを貼る、レシートに印字する等）

3.加盟店募集要項

利用者に求められる感染症対策

- 登録飲食店は、以下の事項をその利用者に周知する。
 - ・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しない。
 - ・できる限り混雑する時間帯を避ける。
 - ・**大人数での会食や飲み会を避ける。**
 - ・店が、席の配置や食事の提供方法を制限することに協力する。
 - ・食事の前に手洗い・消毒をする。
 - ・咳エチケットを守る。**会話の声は控えめにし、大声に繋がりがやすい大量の飲酒を避ける。**
 - ・食事中以外はマスクをする。

「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」及び「広島コロナお知らせQR」に参加し、店頭に掲示とともに来店者に登録を促しました。

広島県のホームページからの登録を推進しました

広島県独自の条件



4.加盟店一覧

市区町村名		店舗数（店）
広島市	中区	1,225
	東区	87
	南区	370
	西区	211
	安佐南区	220
	安佐北区	75
	安芸区	20
	佐伯区	145
		2,353
呉市		236
竹原市		34
三原市		121
尾道市		196
福山市		716
府中市		34
三次市		63
庄原市		32
大竹市		17
東広島市		213
廿日市市		209
安芸高田市		12
江田島市		8
安芸郡	府中町	74
	海田町	28
	熊野町	10
	坂町	20
		132
山県郡	安芸太田町	6
	北広島町	18
		24
豊田郡 大崎上島町		5
世羅郡 世羅町		21
神石郡 神石高原町		11
総計		4,437

3. 事務局業務について

Go To Eat キャンペーン広島事務局は主に以下の業務を行いました。

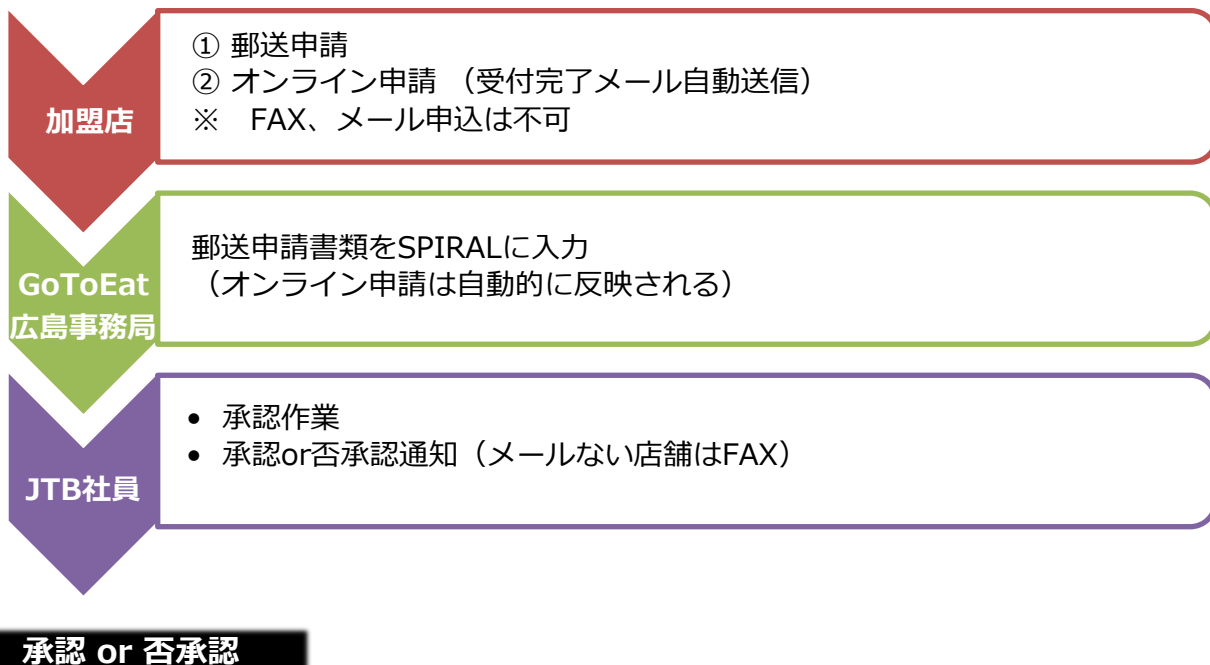
1. 設置目的

GoToEat キャンペーン広島における加盟店への適切な対応を行い、円滑な事業運営管理。

- インターネットまたは郵送による加盟店登録業務
- 登録加盟店への情報提供と情報管理
- 必要物資の配送作業
- 食事券の管理、精算、それに付随する業務
- 情報の集計、分析、調査等
- 関係省庁への報告等
- 加盟店からの問い合わせ対応
- ロゴ等のデザイン使用、ホームページ掲載内容変更、食事券利用に関するトラブル、精算に関する問合せ

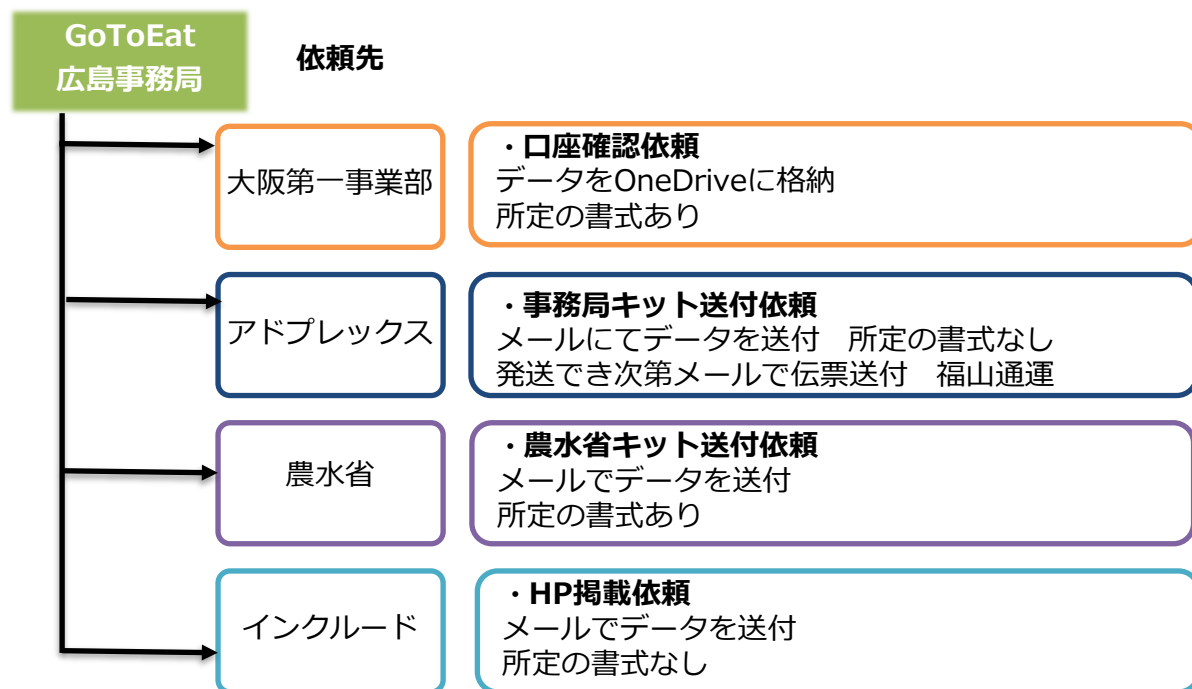
2. Go To Eat キャンペーン広島事務局 業務フロー

■ 加盟店申請

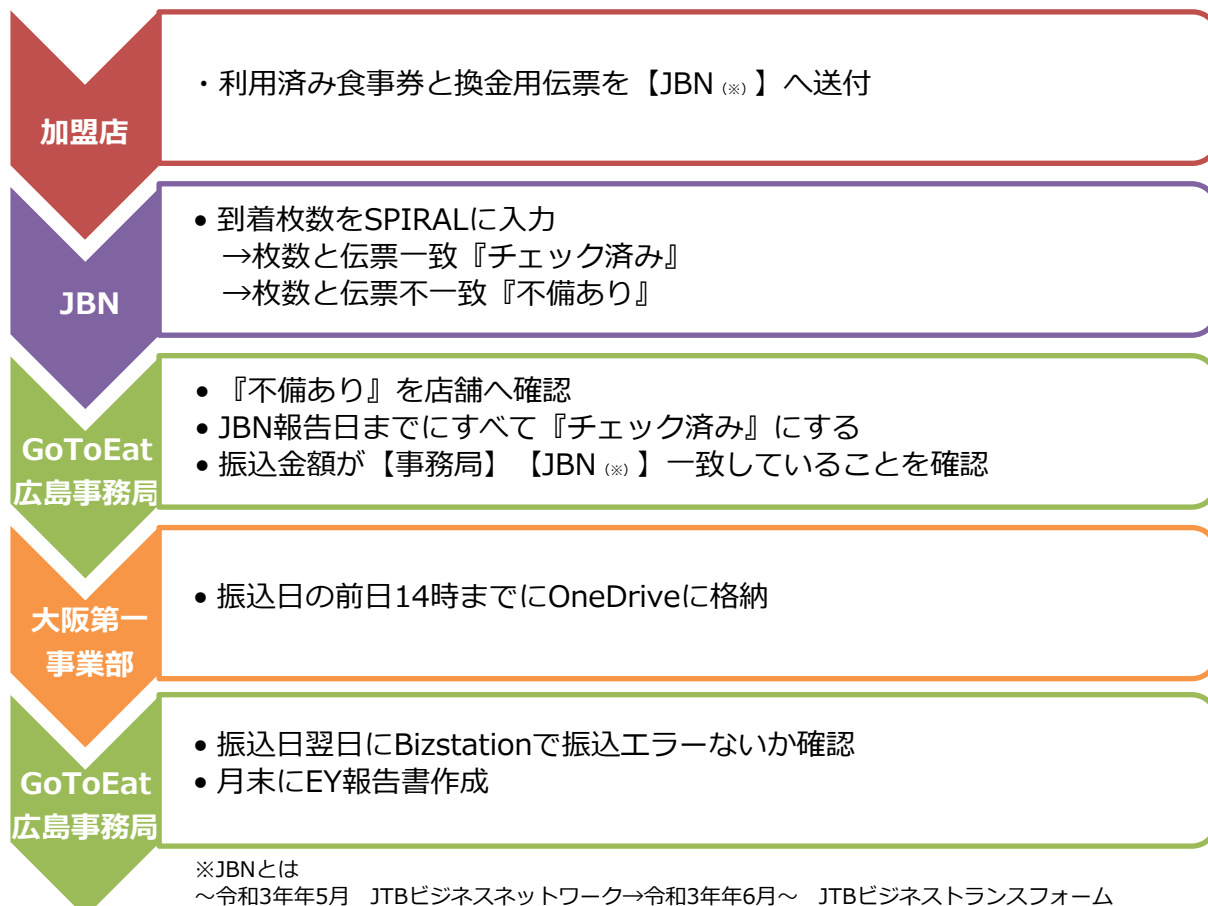


■ 承認後の各種依頼先

加盟店より変更連絡があったら、電話では受け付けずに、
①メールにて事務局に依頼内容を送ってもらう。
②修正依頼フォームに入力



■ 換金申請



■加盟店申請＜WEB申請＞

加盟店

- 加盟希望店舗よりWebで申込

GoToEat 広島事務局

- 入力事項は自動的にスパイラルへ反映
- 正常に受付されたら、サンキューメール
- （受付完了メール）が各店舗のメールアドレスへ自動配信

JTB社員

- 受付番号発番後、社員による承認作業。
- 承認 or 非承認のメールがメールアドレスへ送られる。
（『ステータス更新日時』の現在日時ボタン押下後、
翌朝9：00に自動送信。）

3.加盟店の管理及び連絡業務

加盟店への連絡業務は

- ・メール一斉送信
- ・FAX／郵送（メールのない加盟店）で行った

令和2年9月18日	Go To Eatキャンペーン広島サイトがオープンしました。 飲食店様向け説明会への参加申込を開始いたしました。
令和2年9月23日	説明会（9/24広島・9/25広島・9/25福山）は満員に達しましたので締め切らせていただきます。
令和2年9月24日	説明会資料につきましては、サイトに掲載いたしましたのでご確認ください。 説明会資料はこちら
令和2年10月1日	オンラインでの加盟店登録申請が始まりました。 加盟店登録申請フォームはこちら
令和2年10月15日	商業施設や地下街などに店舗を持つ飲食店の皆様へ 一部の商業施設や地下街などの運営会社様では、所属飲食店様を取り纏めて一括で加盟店登録申請することを検討していらっしゃいます。当サイト内申請フォームからご登録頂く前に、所属する商業施設などの運営会社様へ一括加盟店登録の検討状況をご確認頂くようお願い致します。
令和2年10月15日	食事券の事前受付が始まりました。
令和2年10月15日	加盟登録店が検索できるようになりました。
令和2年10月16日	事前受付申込は予定セット数に達したため終了いたしました。 次回【第1期 Web受付】は令和2年10月23日（金）10:00より開始。
令和2年10月22日	これから加盟をご検討の飲食店様へ オンラインでの加盟店登録申請が10月28日（水）16:00までに延長されました。 ※上記の日時以降の加盟店登録のご希望は事務局にご相談ください。
令和2年10月23日	食事券の第1期Web受付が始まりました。
令和2年10月28日	加盟店の申請者様へ 一部利用者様より、『食事券が利用できるはずなのに、断られた』という事例が発生しております。 加盟承認後は、速やかに加盟店検索の利用店舗として、ホームページ上表示画面へ掲載をさせていただいております。 スターターキットの到着にはお時間がかかる場合がございますが、ホームページ上から、マニュアル、ポスターはダウンロードおよび印刷が可能になっておりますのでご活用くださいませ。また、見本もホームページ内に掲載しております。 宜しくお願い致します。
令和2年10月28日	オンラインでの加盟店登録申請は終了いたしました。 11月4日（水）まで書類郵送申請は受け付けておりますので、詳しくは「これから加盟をご検討の飲食店様へ」をご確認ください。
令和2年11月4日	現在、ファミリーマート店舗におきまして食事券の発券用紙不足のため、入金・発券ができない状況が発生しており、お客様にはご迷惑、ご不便をお掛けしておりますこと深くお詫び申し上げます。 つきましては、発券用紙の十分な供給が可能となるまで、予約受付を一時中止させていただきます。 食事券予約申込の再開は11/13（金）10時～となります。
令和2年11月5日	加盟店申請の受付は終了いたしました
令和2年11月13日	食事券予約申込を再開いたしました
令和2年11月20日	広島県では、現時点において飲食における人数制限を設けておりません。今後感染が拡大した場合は必要な対策について検討します。
令和2年11月21日	第1期Web受付は予定セット数に達したため終了いたしました。 次回【第2期 Web受付】は令和2年12月14日（月）10:00より開始。

3.加盟店の管理及び連絡業務

令和2年11月27日	食事券Web受付期間変更のお知らせ 第2期Web受付期間（令和2年12月14日～令和3年1月31日）を第2期・第3期に変更いたしました、各期間は「Go To Eatキャンペーン広島について」をご確認ください。
令和2年12月11日	現在、食事券予約申込を一時停止しております。 再開決定次第、当ホームページ内で発表いたします。
令和3年1月8日	Go To Eatキャンペーンの取り扱いについて（広島）
令和3年1月20日	食事券の「利用期間」と「販売期間」が延長となりました。 利用期間：～令和3年3月31日（水）→令和3年6月30日（水）まで 販売期間：～令和3年1月31日（日）→販売再開後1か月程度を予定
令和3年3月1日	Go To Eatキャンペーンの取り扱いについて（広島）
令和3年6月18日	食事券の利用期間が延長となりました（令和3年9月30日（木）まで）
令和3年8月27日	食事券の利用期間が延長となりました 利用期間：～令和3年9月30日（木）→令和3年12月15日（水）まで
令和3年10月28日	加盟店登録を再開いたします。 オンライン：令和3年11月2日（火）11:00～11月30日（水）16:00 郵送：令和3年11月2日（火）～11月30日（水）消印有効
令和3年10月28日	食事券の第2期販売を再開いたします。 食事券販売期間：第2期 令和3年11月2日（火）10:00～令和3年11月12日（金）23:59（15万） 食事券販売期間：第3期 令和3年11月15日（月）10:00～令和3年11月24日（水）23:59（15万） （総数30万セット売り切れ次第終了） ※感染状況などによって販売開始時期が変更となる場合がございます。
令和3年11月2日	食事券の第2期Web受付が始まりました。 加盟店登録を再開しました。
令和3年11月15日	食事券の第3期Web受付が始まりました。
令和3年11月26日	食事券の利用期間が延長となりました。 利用期間：～令和3年12月15日（水）→令和4年2月28日（月）まで
令和3年12月28日	食事券を再開します 食事券販売期間：第5弾 令和4年1月4日（火）～1月10日（月）23:59（10万）
令和4年1月5日	食事券販売を停止します 新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和4年1月4日（火）から再開した第5期食事券の販売は1月7日（金）0:00をもって停止します。
令和4年1月20日	食事券の利用期限につきましては、延長する予定です。 日にちにつきましては決まり次第お知らせします。
令和4年2月10日	食事券の利用期間が延長になりました。 利用期間：～令和4年2月28日（月）→令和4年3月31日（木）まで

3.加盟店の管理及び連絡業務

令和4年3月24日	食事券の利用期間が延長になりました。 利用期間：～令和4年3月31日（木）→令和4年5月31日（火）まで
令和4年4月22日	食事券の利用期間が延長になりました。 利用期間：～令和4年5月31日（火）→令和4年6月30日（木）まで
令和4年5月24日	食事券の利用期間が延長になりました。 利用期間：～令和4年6月30日（木）→令和4年7月31日（日）まで
令和4年5月25日	食事券の第6期・第7期販売を再開いたします 食事券販売期間：第6期 令和4年6月9日（木）10:00～令和4年6月20日（月）23:59（25万） 食事券販売期間：第7期 令和4年6月21日（火）10:00～令和4年7月1日（金）23:59（20万） （総数45万セット売り切れ次第終了） ※販売価格および綴り構成が変更となりました。ご注意ください。
令和4年6月9日	食事券の第6期販売を再開しました。
令和4年6月21日	食事券の第7期販売を開始しました。
令和4年7月2日	食事券の販売は終了しました。
令和4年7月10日	新規加盟店登録の受付を終了しました。
令和4年7月22日	食事券の利用期間が延長になりました。
令和4年8月18日	食事券の利用期間が延長になりました。
令和4年9月13日	食事券の利用期限は9月30日（金）までです。 再延長はございません。期限内にご利用ください。
令和4年10月1日	食事券の利用期間は終了しました。

4. 利用者向けコールセンター業務について

電話対応経験値の高いオペレートスタッフを、時期に応じて必要人数配置。
問い合わせ内容に応じて、柔軟な対応を心がけました。

1. コールセンター概要

名称	Go To Eat キャンペーン 広島コールセンター
開設期間	令和2年9月25日（金）～令和4年10月31日（月） ※月～金 ※年末年始休業（12/30～1/3）
設置場所	広島市内中区袋町6-11
スタッフ人数	5名
対応時間	9:30～17:00（対応時間外は、テープによるご案内になります）
回線数	6回線



2.コールセンターの主な作業内容

- ・センターマニュアル作成
- ・FAQ作成
- ・研修
- ・シフト調整
- ・利用者からの問合せ対応
食事券利用、引換販売窓口、
加盟店に関する問合せ など

3.事務局・コールセンターの新型コロナウイルス感染症拡大 防止対策

事務局・コールセンターにおいては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために下記対策をおこないました。

（１）事務局でマスクを一括購入し、従事者にマスクを支給しました。

- ・事務局でマスクを一括購入し、従事者全員に配布しました。

（２）履行場所の従事者のデスク間はソーシャルディスタンスを確保しました。

- ・履行場所でデスク間の距離を2メートル確保しました。
難しい場合には、デスク間にアクリル板を設置することで対応しました。

（３）毎朝、従事者の検温を義務付けしました。

- ・従事者は毎朝、出社前に検温しました。37.5度以上の場合は医療機関を受診し、医者の指示を仰ぎました。

（４）履行場所にアルコール消毒液を備え付けました。

- ・アルコール消毒液を履行場所の出入口に設置しました。ドアノブ、コピー機等共有で使用する備品等については2時間おきに消毒し、管理簿に記録しました。

（５）1日3回、電話機等をアルコール液等で消毒しました。（コールセンター）

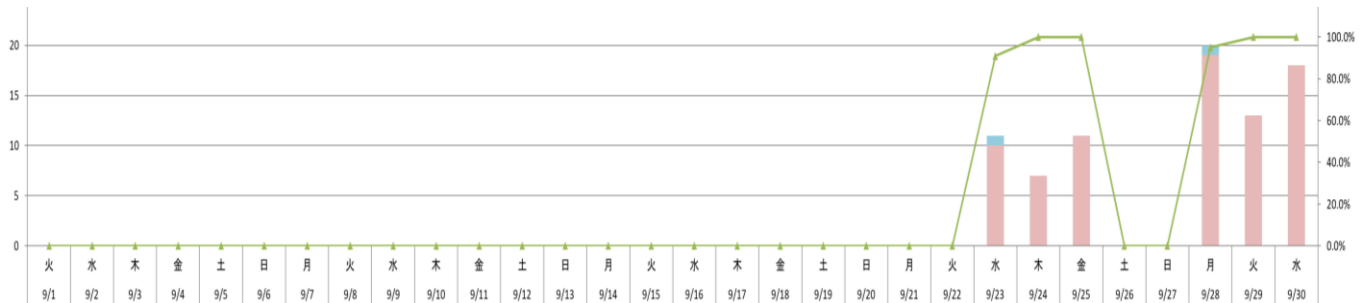
- ・出社時、休憩後、業務終了時の3回、電話機やパソコン等のアルコール消毒を徹底しました。

4. コールセンター実績

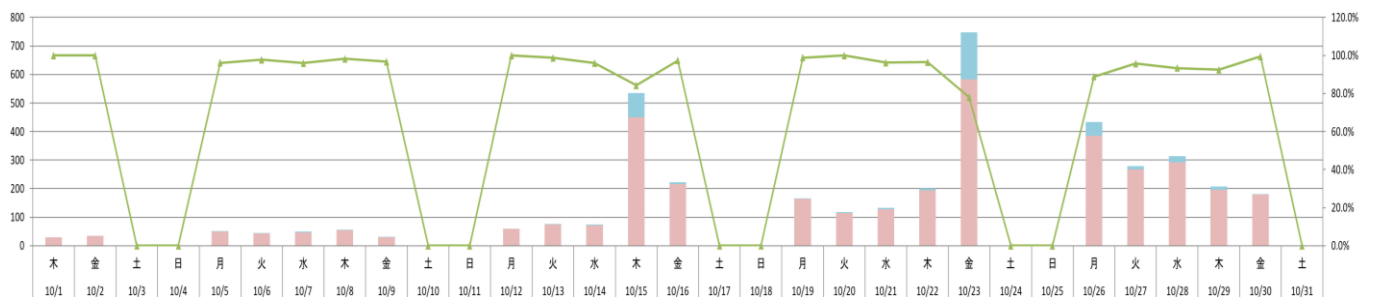
(1) 受付状況（放棄呼数、接続呼数、応答率推移）

令和2年9月

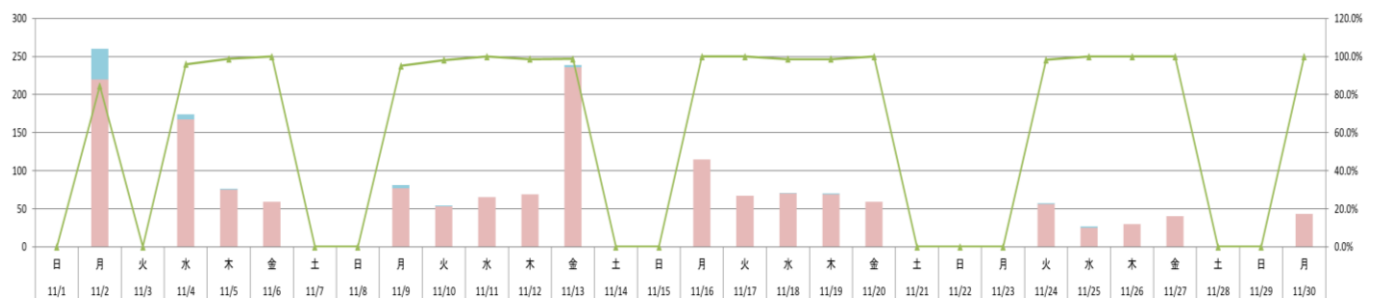
■接続呼数 ■放棄呼数 ▲応答率



10月



11月



12月

